

【資料2】

県産食品の放射性物質対策に係る事業の追加対策(案)

- 原発事故から12年以上が経過し、県産食品の出荷制限等は解除されてきているが、新たな課題が認められている。
- 令和4年度にふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱に基づき、関係課室によるワーキング会議を開催し、以下のとおり課題整理と追加対策を検討した。
- 今後は、ワーキング会議において引き続きリスク評価を行うとともに、以下の追加対策(案)の進捗状況を管理していく。

| No. | 課題 | 追加対策(案) |
|-----|---|---|
| 1 | <u>出荷制限対象外地域で採取される一部の野生きのこ</u> について、乾燥品とした場合に食品衛生法の基準値(以下:基準値)を超過する可能性が認められている。 | ➤ 対象となるきのこの一般的な乾燥率を算定し、科学的根拠に基づく加工自粛要請を検討する。 【林業振興課・食品生活衛生課】 |
| 2 | <u>はちみつ(百花蜜)</u> から、令和3年度に基準値を超過する放射性セシウムが検出され、製品回収措置が講じられた事例がある。 | ➤ 養蜂振興法に基づく飼育届出を徹底させる。毎年1回以上養蜂家を巡回し、自主検査実施状況、販売の有無等を調査する。【畜産課】 |
| 3 | <u>一部の野生鳥獣</u> については、国より出荷制限が課せられ、また、県独自で自家消費の自粛も要請している状況だが、近年、野生鳥獣の生息域の拡大が確認されており、狩猟者への注意喚起の強化が必要となっている。 | ➤ 野生鳥獣の肉のモニタリング調査を継続して実施し、県民向けに正確な情報を発信するとともに、出荷制限や自家消費自粛の対象になる行為、獣種等について猟友会等を通して狩猟者に注意喚起する。【自然保護課】 |
| 4 | <u>旧帰還困難区域の一部の野生山菜等</u> は、制限措置や県独自の自粛要請が講じられていない。出荷前にモニタリング検査が行われない場合、基準値を超過する品目が販売される可能性がある。 | ➤ モニタリング検査で安全が確認されたものでないことについて注意喚起する。出荷希望がある場合は、最寄りの農林事務所に相談するよう周知する。【林業振興課】 |
| 5 | <u>旧帰還困難区域の家庭菜園等で栽培された品目</u> が、自家消費されるだけでなく直売所等に出荷されることが懸念される。カリウム施肥等の適切な管理が行われていない場合、基準値を超過する品目が出荷販売される可能性がある。 | ➤ 県が実施する緊急時モニタリング検査、農産物直売所等が実施する自主検査等で安全性を確認するよう、卸売市場や農産物直売所等を巡回し、周知する。【園芸課】 |
| 6 | <u>放射性物質が十分に低減した品目</u> の出荷制限等を継続することにより、事業者や県民に誤った印象を与える可能性がある。 | ➤ 該当品目ごとにモニタリング検査を実施してデータを積み重ね、国と協議しながら解除に向けた手続きを進めていく。【環境保全農業課】 |
| 7 | <u>県産食品の出荷制限等の情報</u> は一覧を県ホームページに掲載しているが、文字情報のみであること、詳細な情報は関係課ホームページに分散していることから、分かりやすい情報発信となっていない。 | ➤ 全ての出荷制限等の情報を地図上で塗り分け、情報の「見える化」を図るとともに、「復興情報ポータルサイト」に掲載し、出荷制限等に関する情報の一元化を図る。併せて情報の多言語化について検討する。【食品生活衛生課】 |